

認知症対応型通所介護の報酬・基準について（案）

前回（第102回分科会）の議論における主な意見について

- 一般の通所介護の利用者の中に重度の認知症高齢者が入ると、双方の利用者が混乱してしまう。認知症対応型通所介護の普及を進めるためにもケアマネや利用者の理解が進むようにしていくべきではないか。
- 若年性認知症の方の居場所を増やすために、若年期に特化した専用の通所介護を整備すべきではないか。また、一般の通所介護に若年性認知症の方が通える形で受け入れの幅を広げていく方策を検討すべきではないか。

※ 第109回介護給付費分科会における事業者団体ヒアリングにおいて、日本認知症グループホーム協会から、「1. 共用デイの利用定員及び介護報酬の見直し」、「2. 『定員の枠外で1名を限度』とするショートステイ」、「3. ユニットの複数化」、「4. 夜間体制の強化」及び「5. 認知症ケア相談・支援事業の促進」について要望があった。

論点1

共用型認知症対応型通所介護の利用者定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として様々な機能を発揮することを促進する観点から、見直してはどうか。

対応案

- 認知症対応型共同生活介護事業所の規模に関わらず、「1事業所3人以下」となっている現行の利用者定員について、利用者へのサービスはユニット単位で実施されていることを踏まえ、「1ユニット3人以下」に見直すこととする。

【参考】指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

（利用定員等）

第46条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設ごとに1日当たり3人以下とする。

【参考】認知症対応型通所介護（通所介護との比較）

平成26年6月11日
介護給付費分科会資料より抜粋

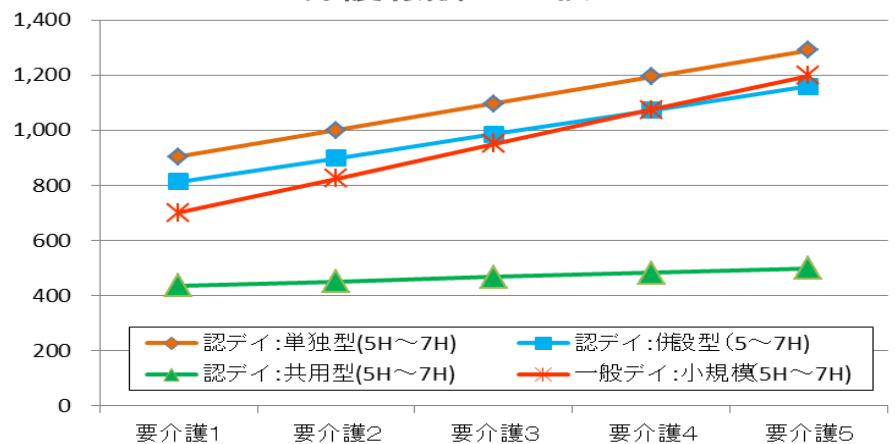
○ 事業規模に関わらず、共用型デイサービスの現行の定員の基準は「事業所ごとに3人以下」となっている。

「通所介護」との比較

認知症対応型通所介護 (地域密着型サービス)	通所介護
(利用者) ○要介護・要支援認定を受けた認知症の者	(利用者) ○要介護・要支援認定を受けた者
(定員) ○単位ごとの利用定員12人以下	(定員) ○規定無し
(人員基準) ○管理者：常勤専従 ○生活相談員：専従で1人以上 ○看護職員(看護師又は准看護師)又は介護職員：専従で2人以上 (※生活指導員、看護職員又は介護職員のうち1人以上は常勤) ※生活相談員、看護職員又は介護職員(1人分)はサービス提供時間数に応じて配置 ○機能訓練指導員：1人以上	(人員基準) ○管理者：常勤専従 ○生活相談員：専従で1人以上 ○看護職員(看護師又は准看護師)：専従で1人以上 ○介護職員：専従で利用者が15人までは1人以上、それ以上は5人増すごとに1を加えた数以上) (※利用定員が10人以下の場合は看護職員又は介護職員が専従で1人以上で可) (※生活指導員又は看護職員のうち1人以上は常勤) ※生活相談員、介護職員はサービス提供時間数に応じて配置 ○機能訓練指導員：1人以上
(報酬体系) ○単独型 (社会福祉施設等に併設されていない事業所) ○併設型 (社会福祉施設等の併設事業所) ○共用型 (認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設、地域密着型老人福祉施設の食堂等でこれらの利用者とともにサービスを提供する場合)	(報酬体系) ①小規模型 (1月当たりの平均延人員が300人以内) ②通常規模型 (1月当たりの平均延人員が750人以内で①に該当しない事業所) ③大規模型(Ⅰ) (1月当たりの平均延人員が900人以内で①及び②に該当しない事業所) ④大規模型(Ⅱ) (①、②及び③に該当しない事業所)

(単位/日)

介護報酬の比較



認知症対応型通所介護(共用型)

(利用者) ○要介護・要支援認定を受けた認知症の者 ※介護保険サービスのいずれかについて3年以上の実績を有する事業者
(定員) ○事業所ごとに3人以下
(人員基準) ○従業者の員数 (認知症対応型共同生活介護事業所等の)各事業ごとに規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上

論点2

認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、「運営推進会議」の設置を運営基準に義務づけてはどうか。

対応案

- 平成28年度から創設される地域密着型通所介護について、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、新たに運営推進会議の設置を義務づけることが予定されている。認知症対応型通所介護も同様の特性を有するサービスであることを踏まえ、平成28年度から運営基準で「運営推進会議」の設置を義務づける。

論点5

平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されることに伴い、新たに報酬や基準省令を創設することが必要。

対応案

- 地域密着型通所介護の基本報酬については、小規模型事業所の基本報酬を踏襲する。
- 地域密着型通所介護は、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、新たに運営推進会議の設置を規定する。
- 市町村の事務負担軽減の観点から、他の地域密着型サービスの運営推進会議等の開催回数より緩和し、地域密着型通所介護の運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。

※認知症対応型通所介護の運営推進会議は地域密着型通所介護に準ずる。

認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用して宿泊サービスを実施する場合の届出制の導入等

論点3

認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して宿泊サービスを実施している事業所について、利用者保護の観点から、届出制の導入、事故報告の仕組みを構築するとともに、情報の公表を推進してはどうか。

対応案

- 宿泊サービスの提供日数にかかわらず、宿泊サービスを提供する場合、事業所の基本的事項等について指定権者への届出を義務付けることとする。
- 宿泊サービスの提供により事故が発生した場合には、認知症対応型通所介護と同様の対応（市町村・利用者家族・居宅介護支援事業者等への連絡、損害賠償の措置等）を義務付ける。
- 介護サービス情報公表制度を活用し、認知症対応型通所介護事業所の基本情報に宿泊サービスの情報（指定権者へ届け出る事業所の基本的事項等と同内容）を加え、利用者や介護支援専門員に適切に情報が提供される仕組みとする。

※通所介護の設備を利用して宿泊サービスを実施している場合も同様の対応を行う。

【指定権者へ届け出る基本的事項等（検討中の案）の内容】

- 指定認知症対応型通所介護事業所（指定通所介護事業所）の事業所番号
- 事業所の名称、事業所の所在地、事業所の連絡先
- 宿泊サービスの利用定員、営業日、提供時間
- 宿泊サービスの人員配置状況
- 宿泊室の提供状況（個室、個室以外、個室以外の場合はプライバシーの確保方法）
- 消防設備の設置状況

最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービス提供にあたっての設備要件等をガイドラインとして示すこととしており、ガイドラインの骨子案としては、独自基準を設けている自治体の枠組みや基準該当短期入所生活介護に関する基準を参考にしながら以下のとおり検討中である。

	事項（案）	記載する内容（検討中の案）
総則	目的	ガイドラインの目的（利用者の尊厳の保持・安全確保）
	定義	宿泊サービスの定義（営業時間外に、通所介護の設備を使用して夜間・深夜のサービス提供を行うこと）
	基本方針	居宅介護支援事業者との連携や他法令の遵守等
	宿泊サービスを提供する上での原則	連続して利用する場合の日数の上限等
人員関係	従業者の員数及び資格	従業者の配置数（夜勤1以上）や資格
	責任者（管理者）	責任者を定めること
設備関係	利用定員	宿泊サービスの利用定員
	設備及び備品	宿泊室の定員、一人当たり床面積（7.43㎡以上）、プライバシーの確保、消防法等に規定された設備の整備等
運営関係	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要等の説明、利用申込者の同意
	宿泊サービスの提供の記録	サービスの提供記録とその記録の利用者への交付
	宿泊サービスの取扱方針	自立支援の観点からのサービス提供、身体的拘束等の禁止等
	宿泊サービス計画の作成	個別サービス計画の作成
	（適切な）介護	自立支援の視点に立った介護の提供
	（適切な）食事の提供	栄養状態等に配慮した食事の提供
	健康への配慮	健康状況へ配慮したサービスの提供
	相談及び援助	利用者・家族の相談に応じ適切な助言、援助
	緊急時等の対応	緊急時等対応の体制確保等
	運営規程	事業の目的・運営方針、従業者の職種、営業時間、利用定員、利用料、非常災害対策等
	勤務体制の確保等	勤務体制の確保と研修機会の確保等
	定員の遵守	利用定員の遵守
	非常災害対策	定期的な避難訓練等の実施
	衛生管理等	感染症防止の措置
	運営規程等の掲示	勤務体制、運営規程等の掲示
	秘密保持等	業務上知り得た情報の漏洩防止等
	広告	虚偽・誇大な広告の禁止、介護保険外であることの明記等
	苦情処理	苦情相談窓口の設置とその記録
	事故発生時の対応	事故発生時の市町村への報告、記録、損害賠償等
	調査への協力等	指定権者が行う調査への協力、必要な改善を行うこと等
	記録の整備	サービス提供の内容、苦情処理の内容等の記録の整備

【参考】基準該当短期入所生活介護について

基準該当サービスとは

- 基準該当サービスとは、指定居宅サービスの要件（人員・設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、厚生労働省令で定める一定の基準を満たすサービスをいう。
- 基準該当居宅サービスに係る介護報酬については、
 - ① 市町村が「必要があると認めるとき」に支給できるものとされ、（基準該当ショートを実施する場合は、市町村の事業許可が必要）
 - ② その額については、厚生労働大臣が定める介護報酬の額を基準として市町村が額を定めることとなっている。

【指定短期入所生活介護と基準該当短期入所生活介護の比較（異なる部分のみ抜粋）】

		指定短期入所生活介護	基準該当短期入所生活介護
従業者	医師	1人以上	不要（平成24年基準改定）
	生活相談員	①常勤換算方法で利用者100人に1以上 ②1人は常勤（利用定員20人未満の併設事業所は除く）	<u>1人以上</u>
	介護職員 又は 看護職員	①常勤換算方法で利用者3人に1以上 ②それぞれ1人は常勤（利用者定員20人未満の併設事業所は除く）	<u>常勤換算方法で利用者3人に1以上</u>
	栄養士	1人以上（利用定員40名以下で他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）	<u>1人以上（利用定員に関わらず、他の施設の栄養士と連携可能な場合は不要）</u>
利用定員等		（1）20人以上（特別養護老人ホームの空床を利用する場合は20人未満に出来る）	<u>利用定員は20人未満とする</u>
		（2）併設事業所は20人未満に出来る	
設備等		廊下幅は1.8メートル以上（中廊下の幅は2.7メートル以上）	<u>車椅子での円滑な移動が可能な廊下幅</u>
居室面積		1人当たり10.65㎡	1人当たり <u>7.43㎡</u> （平成24年基準改定）

※ 基準該当ショートは指定認知症対応型通所介護事業所又は社会福祉施設に併設しなければならない。

※ 指定短期入所生活介護と同様に基準該当短期入所生活介護には、夜勤を行う介護職員又は看護職員を1以上配置しなければならない。

概 要

- ① 通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを提供している事業所（いわゆる「お泊まりデイサービス」）について、利用者保護の観点から、届出制の導入、事故報告の仕組みを構築するとともに、情報の公表を推進。
- ② 最低限の質を担保するという観点から、宿泊サービスのガイドラインとして、一人当たり床面積や連泊数等について示すことも推進。

具体的な内容（検討中）

- ① 通所介護の運営基準（省令）を見直し、以下の事項を規定
 - ア 一定日数以上、介護保険外で宿泊サービスを提供する場合、事業所の基本的事項等について指定権者への届出を義務付け
 - イ 都道府県は届出の内容を公表（情報公表制度）
 - ウ 宿泊サービスの提供により事故があった場合、事業所は市町村に報告
- ② ガイドラインの内容としては以下の事項を規定
 - ア 人員関係（従業者、責任者）
 - イ 設備関係（利用定員、一人当たり床面積等）
 - ウ 運営関係（利用者への説明・同意、緊急時等の対応、事故発生時の対応等）

関連する制度見直し等

- ① 小規模の通所介護については、少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、地域との連携や運営の透明性を確保するため、市町村が指定・監督する地域密着型サービスに位置付ける。
これにより地域住民等が参加する運営推進会議等が定期的に開催され、宿泊サービスの部分も含めサービス全体が外部からチェックされることとなる。
- ② 介護サービス情報の公表制度で公表されている通所介護の情報に「宿泊サービス」の情報を追加。
- ③ 「通い」「訪問」「宿泊」の機能を有する小規模多機能型居宅介護について、更なる普及促進や基準該当ショートステイへの積極的な活用を図るための規制緩和を行い、24時間地域で高齢者を支える体制を整備する。

【参考】介護サービス情報公表制度の見直しについて

- 地域包括ケアシステム構築の観点から、現在公表されている介護サービス事業所の他に、地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報について、本公表制度を活用し、広く国民に情報発信を行う。

また、認知症対応型通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービスの情報も公表。

- 今後、介護人材の確保が重要となる中、各事業所における雇用管理の取組を推進することが重要であり、現行の従業者等に関する情報公表の仕組みについて、円滑に事業所が情報を公表できるよう見直しを行う。
- インターネットを通じて情報を入手することができない方に対しても、地域包括支援センター等で情報公表システムを活用して分かりやすく情報提供するなどの工夫が必要。

新たに国民に情報発信

地域包括支援センター

生活支援サービス

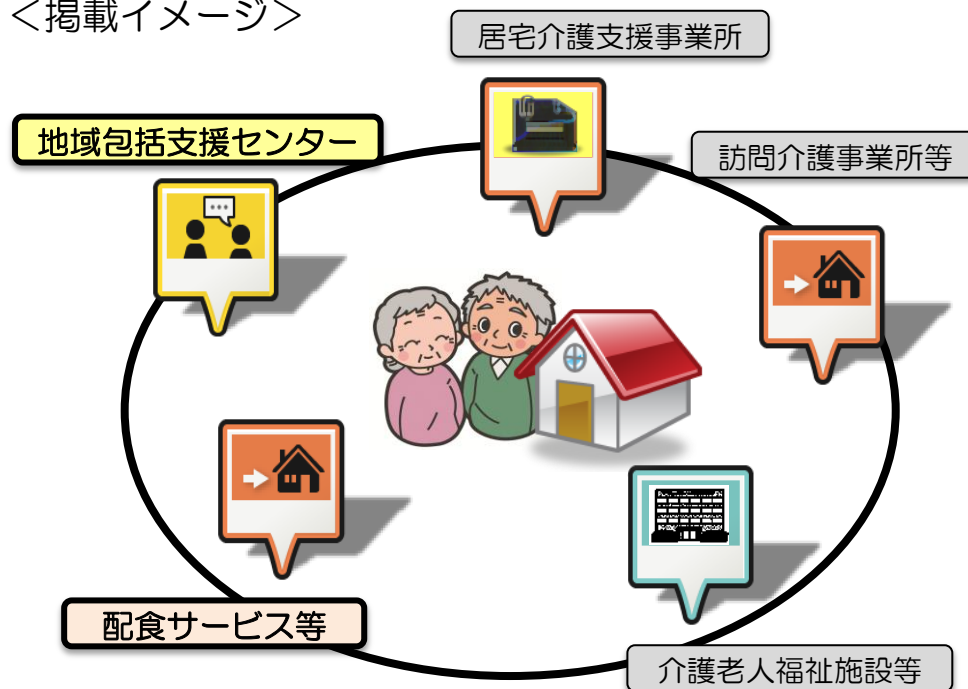
認知症対応型通所介護の宿泊サービス情報

※認知症対応型通所介護の基本情報に追加

人材確保の観点から活用を促進

従業者に関する情報

<掲載イメージ>



通所系サービス共通の対応について

（通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護）

論点4

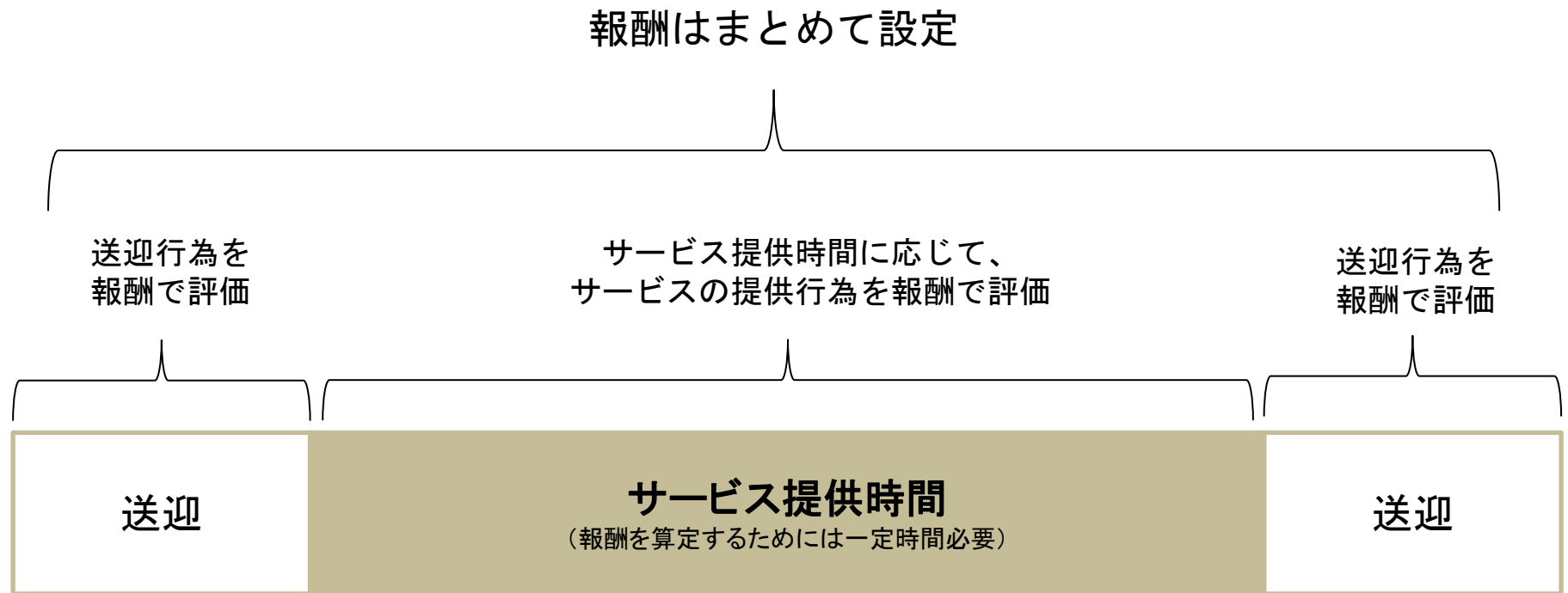
利用者が自ら事業所に通う場合（家族等が送迎を実施する場合も含む）や事業所において送迎を実施していない場合には、その利用者に対する報酬を実態にあわせ、適正化してはどうか。

対応案

- 送迎を行っていない場合（利用者が自ら通う場合、家族等が送迎を行う場合等の事業所が送迎を実施していない場合）は減算の対象とする。

【参考】通所系サービスの報酬における送迎の取り扱い

- 通所系サービスの報酬には、サービスの提供に対する報酬と送迎に対する報酬が含まれている。



(参考)

平成17年度までは、事業所が送迎を行った場合、片道47単位を加算。平成18年度の報酬改定において、9割の事業所が送迎を実施していたことから、基本報酬に包括化されている。

【参考】集合住宅へのサービス提供の場合の減算（見直し案）

【見直し案】

	減算の内容	算定要件	備考
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	○単位/日 減算	・事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。 ・<u>事業所が送迎を行ってない者</u>	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない

【現状】

	減算の内容	算定要件	備考
通所介護 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護	94単位/日 減算	・事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者 ※ 事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が介護事業者と異なる場合であっても該当する。	・やむを得ず送迎が必要と認められる利用者の送迎は減算しない

論点5 送迎時に行った居宅内介助等を認知症対応型通所介護の所要時間に含めることにより評価してはどうか。

対応案

- 送迎時に行った居宅内介助等（電気の消灯・点灯、着替え、ベッドへの移乗、窓の施錠等）を認知症対応型通所介護の所要時間に含めることとする。
- 所要時間に含めることができる時間は、居宅内介助等の所要時間が過剰とならないように30分以内とするとともに、ケアプランと認知症対応型通所介護計画に位置付けた上で実施する。
- 一定の有資格者が行うこととする。

延長加算の算定要件の見直しについて

論点6 所要時間7時間以上9時間未満の通所介護の提供後から、自主事業の宿泊サービス実施前までの間に日常生活上の世話をを行った場合、延長加算が算定可能であることをどう考えるか。

対応案

- 認知症対応型通所介護の延長加算は、実態として認知症対応型通所介護の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とする。
- また、介護者の更なる負担軽減や、仕事と介護の両立のため、更に延長加算を強化する。

【参考】延長加算に関する報酬告示等について

○指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）

3 認知症対応型通所介護費

注3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間7時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間7時以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間（以下この注において「算定対象時間」という。）が9時間以上となるときは、算定対象時間が9時間以上10時間未満の場合は50単位を、10時間以上11時間未満の場合は100単位を、11時間以上12時間未満の場合は150単位を所定単位数に加算する。

（参考）平成24年度介護報酬改定に関する審議報告（平成23年12月7日）（抄）

4. 通所系サービス

（1）通所介護

サービス提供時間の実態を踏まえるとともに、家族介護者への支援（レスパイト）を促進する観点から、サービス提供の時間区分を見直すとともに12時間までの延長加算を認め、長時間のサービス提供をより評価する仕組みとする。

【参考】延長加算の算定状況について

- 認知症対応型通所介護の所要時間別のサービス提供回数では、11時間以上12時間未満の割合は0.33%であるが、増加傾向にある。

【認知症対応型通所介護の所要時間別のサービス提供割合】

認知症対応型通所介護の所要時間		H24年5月	H25年5月	H26年5月
延長部分	2時間以上3時間未満	0.19%	0.23%	0.26%
	3時間以上5時間未満	3.02%	3.86%	4.54%
	5時間以上7時間未満	43.90%	41.10%	40.67%
	7時間以上9時間未満	51.75%	53.72%	53.47%
	9時間以上10時間未満	0.59%	0.60%	0.53%
	10時間以上11時間未満	0.26%	0.20%	0.18%
	11時間以上12時間未満	0.24%	0.31%	0.33%
9時間以上12時間未満の提供回数		6.3千回	6.7千回	6.3千回

【出典：介護給付費実態調査月報（各年とも5月審査分）】